

ID: 127

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	配湯料金の徴収		
例規名 根拠条項	長門市営湯免・黄波戸温泉配湯条例 第3条		
例規番号	平成17年条例第194号		
<p>【根拠条文】 (料金) 第3条 市長は、内湯設備のある次に掲げる者の中から配湯許可を与えた者(以下「利用者」という。)に対し温泉の配湯を行い、別表に定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を配湯料金とし、利用者から徴収するものとする。</p> <p>(1) 旅館業者 (2) 簡易宿泊所 (3) 市長が特に認める者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 1 日